

# 北九州市下水道化学物質管理計画

(令和3～12年度)

令和3年3月 策定

令和6年3月 改訂

北九州市上下水道局下水道部

# ～ 目 次 ～

- 1 計画の基本的事項
  - (1) 計画策定の背景及び目的
  - (2) 計画の位置づけ
  - (3) 計画の期間
  
- 2 北九州市における化学物質管理の基本方針
  
- 3 組織体制と各部署の役割
  
- 4 本市下水道における管理対象化学物質
  
- 5 化学物質管理のための取組事項
  - (1) 法的取組事項
  - (2) 下水道関連化学物質のモニタリング等
  - (3) 調査研究
  - (4) 教育訓練
  - (5) 事業者へ啓発
  - (6) 情報公開
  
- 6 事故時の対応について
  
- 7 計画の進捗管理、計画の見直し及び総括
  - (1) 計画の進捗管理
  - (2) 計画の見直し
  - (3) 計画の総括

<参考資料・様式>

# 1 計画の基本的事項

## (1) 計画策定の背景及び目的

下水道には、生活や産業等の多様な都市活動、社会活動に伴い様々な化学物質が排出されている。一般的に化学物質が下水処理機能に与える影響については、十分研究が進んでおらず、一部の化学物質は活性汚泥で処理されず、そのままの状態で公共用水域へ放流されることが知られている<sup>\*</sup>。また、活性汚泥に何らかの影響を与え、その結果、適切な水処理に支障が生じて放流水質が悪化する可能性も指摘されている<sup>\*</sup>。このため、各自治体の下水道管理者には、下水処理施設における化学物質の挙動や公共用水域へ放流される化学物質の状況の把握など、下水処理を円滑に行うとともに周辺環境へ影響を与えないよう下水道全般における化学物質管理を適切に実行することが求められている。

一方、国では、事業者による自主的な化学物質管理の改善を促進し、環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日公布、法律86号）」（以下、「化管法」という。）を制定し、その中で下水道管理者に対して、下水道における化学物質の管理の方針を定め、具体的な取組事項を定めた管理計画（以下、「管理計画」という。）を策定し、化学物質管理を実施することを求めている。

本市では、当該規定に基づき、平成23年度から平成32年度（令和2年度）を計画期間とした「北九州市下水道化学物質管理計画」を策定し、市内浄化センターを中心に化学物質管理に取り組んできた。幸いにもこの期間において、化学物質が原因となる大きな事故などは発生していないが、下水道利用事業者において、多種多様な化学物質が使用されている実態を踏まえ、事故等に伴い、下水道に化学物質が大量に流入する可能性を想定した対策を事前に備えておくことは重要である。また、今後も、新たな化学物質が製造、使用され、下水道へ流入することも常に考えておかなければならない。

以上のような状況から、本市として、将来にわたって下水処理を安定的に継続するため、令和3年度から令和12年度を対象とした次期管理計画を策定するものである。

※) 有害物質等流入事故マニュアル（平成17年11月、国土交通省・地域整備局下水道部）

## (2) 計画の位置付け

本管理計画は、化管法に基づき、下水道管理者が化学物質の管理の改善を図ることを目的として策定する計画で、平常時における化学物質管理を対象としたものである。本管理計画「6 事故時の対応について」に、有害物質等流入時における緊急時連絡網を定めているが、具体的な対応は、「北九州市上下水道危機管理計画（平成27年4月）」（以下「危機管理計画」という。）を踏まえ、別途策定の「有害物質等流入事故対応マニュアル（平成29年3月）」（以下、「事故対応マニュアル」という。）や各浄化センターが作成しているマニュアルに従う。

## (3) 計画期間

令和3年度 ～ 令和12年度 （10年間）

## 2 北九州市における化学物質管理の基本方針

本市下水道における化学物質管理は、以下の基本方針に従い、計画を策定し、推進する。

### (1) 化学物質管理の計画的実施及び段階的改善

本市下水道管理者は、下水道における化学物質管理推進のために策定した本管理計画に従い、計画的に化学物質管理を行う。

また、本管理計画は現状を勘案して策定しているものであることから、各種施策の実効性が十分に確認された場合や新たな化学物質に関する知見が出てきた場合は、段階的に改善を行うように努める。

### (2) 危機管理機能の強化による下水処理機能の保全

有害な化学物質を含む排水の流入により下水処理に不具合が生じた場合、市民生活に影響を与えるほか、放流水質悪化による環境への影響が生じる可能性がある。下水処理機能を保全するため、日常的管理のみならず、事故時の対応体制の整備、下水処理に関する調査・研究による知見の収集などの危機管理機能の強化に努める。

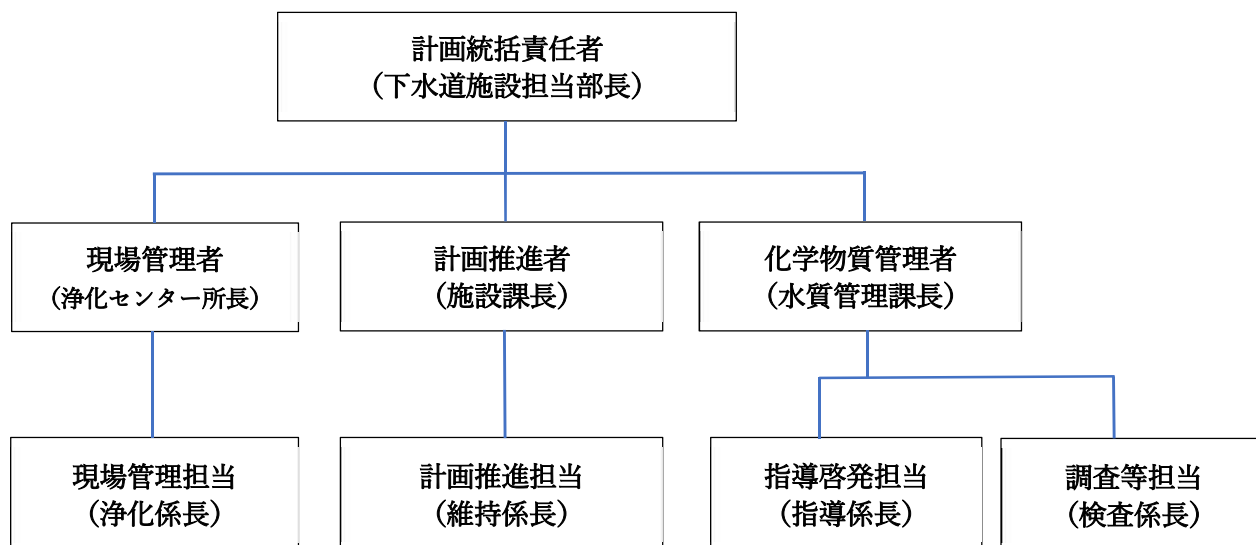
### (3) リスクコミュニケーションの更なる推進

下水道には、都市活動や社会活動に伴い、多種多様な化学物質が排出されている。これらの化学物質によるリスクをゼロにすることは困難であるため、住民や事業者等（以下、「住民等」という。）は、化学物質によるリスクと上手に付き合うとともに、リスクを少しでも軽減するような化学物質管理が求められる。

このような化学物質管理を進めるには、住民等と下水道管理者による情報共有や意思疎通を図り、住民等に対して化学物質に関する正しい理解と排出削減に向けた協力を求める取り組み、いわゆるリスクコミュニケーションを推進することが必要である。

### 3 組織体制

本管理計画を推進していくための組織体制を【図－1】、各構成員の役割を【表－1】に示す。化学物質管理に関する権限と責任を明確にすることによって、本管理計画を円滑かつ確実に推進する。



【図－1】化学物質管理の組織体制

【表－1】化学物質管理における各構成員の役割

職名	構成員	主な役割
計画統括責任者	下水道施設担当部長	本計画を統括
計画推進者	施設課長	各浄化センター間の連絡調整 化学物質管理が、適切に実行されるよう必要な補助
計画推進担当	維持係長	計画推進者の実務補助 化管法による PRTR 制度*に基づく届出
現場管理者	各浄化センター所長	各浄化センターにおける化学物質管理 住民等とのリスクコミュニケーション
現場担当	浄化センター 浄化係長	現場管理者の実務補助
化学物質管理者	水質管理課長	化学物質管理計画の実施状況の把握及び取りまとめ 指導啓発担当及び調査担当の業務の統括
指導啓発担当	指導係長	化学物質管理者の実務補助 事業場の監視及び事業者への啓発等 住民等とのリスクコミュニケーション
調査等担当	検査係長	浄化センターにおける化学物質のモニタリング 化学物質管理に必要な調査及び研究等

※ 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の排出量及び移動量を事業者が国に届出し、国がそのデータを集計・公表する制度。

## 4 本市下水道における管理対象化学物質

本市の下水道における管理対象化学物質を【表—2】に示す。化管法に基づく第一種特定化学物質のうち、①下水道法に基づくモニタリング物質、②下水処理及び水質分析で使用している化学物質、③市内の事業者が下水道に排出している化学物質（H27～H30年度の化管法に基づくPRTTR報告実績参照）及び④環境ホルモン物質に該当するものから抽出している。

管理対象化学物質については、市内事業場排水や浄化センター放流水等のモニタリングを行うほか、関連情報の収集に努めるなど重点的な取組みを行う。詳細は、「5 具体的取組事項」に記載する。

【表—2】本市下水道における管理対象化学物質

No.	化学物質名	区分 <sup>注1</sup>	管理 <sup>注2</sup> 番号	No.	化学物質名	区分 <sup>注1</sup>	管理 <sup>注2</sup> 番号
1	亜鉛の水溶性化合物	①、③	1	30	ダイオキシン類	①	243
2	EPN（有機リン化合物）	①	48	31	アクリルアミド	②	2
3	カドミウム及びその化合物	①、③	75	32	2-アミノエタノール	③	20
4	クロム及び三価クロム化合物	①、③	87	33	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 <sup>注3</sup> （LAS）	③	30
5	六価クロム化合物	①、③	88	34	アンチモン及びその化合物	②、③	31
6	シマジン	①	113	35	銀及びその水溶性化合物	③	82
7	無機シアン化合物	①、③	144	36	N, N-ジメチルトデシルアミン=N-オキシド	③	224
8	チオシカルブ	①	147	37	トルエン	③	300
9	四塩化炭素	①	149	38	ニッケル化合物	③	309
10	1, 2-ジクロロエタン	①	157	39	モリブデン及びその化合物	②、③	453
11	1, 1-ジクロロエチレン	①	158	40	ベンズアルデヒド	③	399
12	1, 2-ジクロロエチレン	①	632	41	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル <sup>注4</sup>	③	407
13	1, 3-ジクロロプロペン	①	179	42	ビスフェノールA	④	37
14	ジクロロメタン	①、③	186	43	アルキルフェノール <sup>注5</sup>	④	320
15	水銀及びその化合物（アルキル水銀を含む）	①	237	44	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	④	355
16	セレン及びその化合物	①	242	45	ベンゾフェノン	④	403
17	テトラクロロエチレン	①	262	46	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルフェニルエーテル <sup>注5</sup>	④	410
18	チウラム	①	268	47	アクリロニトリル	③	9
19	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	①、③	272	欠番			
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	①	279	欠番			
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	①	280	50	フェノール	③	349
22	トリクロロエチレン	①	281	51	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド	③	389
23	鉛及びその化合物	①	697	52	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	③	409
24	ひ素及びその無機化合物	①	332	53	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	②	395
25	ふっ化水素及びその水溶性塩	①、③	374	54	1, 4-ジオキサン	①	150
26	ベンゼン	①	400	55	ドデシル硫酸ナトリウム	③	275
27	ほう素化合物	①、③	405	56	エチレンジアミン四酢酸（カリウム塩、ナトリウム塩含む）	③	595
28	PCB	①	406	欠番			
29	マンガン及びその化合物	①	412				

注1 ①＝下水道法による下水道のモニタリング物質、②＝本市の下水処理で使用している化学物質（R元年度使用薬剤実績）、③＝市内の事業者が下水道に排出している化学物質（H27～30年度PRTTR報告実績）、④＝環境ホルモン。①～④まで、全て化管法対象第一種指定化学物質から選定。

注2 化管法における各化学物質の管理番号

注3 アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る

注4 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る

注5 アルキル基の炭素数が9のものに限る

## 5 化学物質管理のための取組事項

### (1) 法的取組事項 【全部署】

#### ア 関係法令の遵守

下水道事業の運営及び化学物質管理には、下水道法及び化管法はもちろんのこと、その他多くの関係法令を遵守する必要がある。以下、【表－3】に下水道に関する法令を示す。下水道管理者は、安定した下水道運営及び適正な化学物質管理の実施にあたり、以下の法令を遵守しなければならない。

【表－3】 下水道に関する法令

法律名（略称）	主な規定
下水道法	<ul style="list-style-type: none"><li>・放流水質基準の遵守</li><li>・放流水の水質検査と記録</li><li>・発生汚泥等の処理基準の遵守</li></ul>
化学物質排出把握管理促進法（化管法）	<ul style="list-style-type: none"><li>・化学物質管理計画の策定</li><li>・P R T R制度に係る届出</li><li>・安全データシートの提供 など</li></ul>
水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定施設設置等の届出</li><li>・排水基準（濃度基準）</li></ul>
ダイオキシン類対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定施設設置等の届出</li><li>・排水基準（濃度基準）</li></ul>
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"><li>・下水処理に伴い発生した廃棄物の適正な処理（下水汚泥など）</li></ul>
毒劇物取締法	<ul style="list-style-type: none"><li>・取扱時、廃棄時、運搬時の基準</li><li>・毒物又は劇物の表示</li></ul>
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ばい煙発生施設等の届出</li><li>・排出基準</li></ul>
悪臭防止法	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地境界、排気及び排水に関する規制基準</li></ul>

#### イ P R T R制度（化管法）に基づく届出【施設課】

下水道管理者は、化管法に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、浄化センターから環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて浄化センター外へ移動する量を把握し、国土交通大臣に対して届出することになっている。

届出の対象となる化学物質は（本項目にて、「対象化学物質」という。）は、化管法に規定されている第一種指定化学物質（515物質）であり、浄化センターごとに排出量・移動量を把握する必要がある。届出期間は、毎年4月1日から6月30日までとなっており、届出年度の前年度の排出量・移動量が対象となる。

(届出の内容)

- ① 取り扱う対象化学物質の種類
- ② 対象化学物質毎の排出量と排出先
- ③ 対象化学物質毎の移動量と移動先

#### ウ 化学物質の性状取扱い情報の提供【各浄化センター】

化管法では、製品等を売却あるいは譲渡する場合は、その性状及び取扱情報を記載した製品安全データシート（SDS）を作成し、相手先に提供することが定められている。

対象となる化学物質は、化管法上の「第一種指定化学物質（515物質）」と「第二種指定化学物質（134物質）」の計649物質となっている。ただし、対象となる化学物質の含有量が1%未満（特定第一種指定化学物質については、0.1%未満）のものについては対象外となることから、現在、本市浄化センターにおいては、該当するものはない。

## (2) 下水道関連化学物質のモニタリング等

### ア 下水道関連化学物質の情報収集

(ア) 浄化センターやポンプ場において使用されている薬剤・薬品の管理（様式第1、2号）

【各浄化センター、水質管理課】

下水処理における凝集剤、工業計器や水質等分析など、浄化センターやポンプ場の様々な業務において使用される薬剤・薬品の中に、化学物質が含まれている。各担当は、毎年度、各々の業務で使用される薬剤・薬品の種類と量等を把握し、リスト化する。

なお、使用されている薬剤・薬品に、第一種指定化学物質が含まれている場合は、その種類をリストに明示しておくこと。

また、第一種指定化学物質が使用されている薬剤・薬品については、第一種指定化学物質が含まれていない薬剤・薬品への代替について、定期的に検討を行うように努める。

(イ) 市内の事業所から下水道に排出されている化学物質の把握（様式第3号）

【水質管理課】

経済産業省は、毎年、化管法におけるPRTTR制度に基づく届出結果を取りまとめ、ホームページに公開している。そのデータを元に、本市下水道利用事業者が下水道に排出している第一種指定化学物質の種類や量などの情報を整理し、リスト化する。

### イ 各浄化センターにおける化学物質の挙動の把握（様式第4号）【水質管理課】

浄化センターにおける化学物質の挙動を把握するために、各浄化センターの流入水、放流水及び脱水汚泥中に含まれる化学物質の分析を行う。測定物質及び測定頻度（以下、「モニタリング計画」という。）を【表-4】に示す。

このモニタリング計画は、法律等の改正や社会的関心等を踏まえて検討を行い、必要に応



じて変更することとする。

【表－4】浄化センターの流入水、放流水及び汚泥のモニタリング計画

対象試料	測定項目	測定頻度
①流入水	カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサン、フェノール含有量、銅、亜鉛、全鉄、全マンガン、総クロム、トルエン、アンチモン、銀、ニッケル、モリブデン、LAS <sup>※1</sup> 、環境ホルモン <sup>※2</sup>	年2回 (年1回 <sup>※4</sup> )
②放流水	上記流入水測定項目 + ダイオキシン類 <sup>※3</sup>	年2回 (年1回 <sup>※4</sup> )
③汚泥	カドミウム、鉛、総クロム、砒素、総水銀、セレン、ほう素、ニッケル、モリブデン、銀、アンチモン、銅、亜鉛、全鉄、全マンガン	年2回

※1 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ※3 日明、北湊、皇后崎第一・第二が対象。  
 ※2 流入水の測定は、日明及び皇后崎第二が対象。 ※4 環境ホルモン、ダイオキシン類は、年1回。

#### ウ ポンプ場等における化学物質調査 【水質管理課】

浄化センターに至るまでのポンプ場及び幹線下水道の水質を把握することによって、適切な水質管理や水質事故等の緊急時対策に役立てることができる。そのため、毎年、対象の浄化センターを定め、その系統のポンプ場及び主要幹線における下水中の化学物質の含有状況について調査を行う。各年度における調査対象の浄化センターを【表－5】に示す。原則、ローリング調査とする。

なお、本調査の対象化学物質は、下水道法に基づく規制項目とし、各年の調査対象となる浄化センターの処理区域に所在している下水道利用事業者の化学物質使用実態などを踏まえ、必要に応じて、その他の化学物質を追加することとする。

【表－5】各浄化センターの調査予定年度

年度	対象	年度	対象
令和 3年	北湊	令和 8年	北湊
4年	新町	9年	新町
5年	日明	10年	日明
6年	曾根	11年	曾根
7年	皇后崎	12年	皇后崎

### (3) 調査研究

#### ア 化学物質に関する文献調査等の情報収集【水質管理課】

下水道への化学物質流入事案等に対し、安全に、そして適切かつ早急に対応するため、本市下水道に流入するおそれのある化学物質について文献等調査を実施し、性状及び毒性等の情報を収集、リスト化する。本市下水道における管理対象化学物質（p. 4【表－2】）や市内下水道利用事業者が使用する化学物質（参考資料2を参照）を調査対象とする。

また、本市における下水処理障害対策の参考とするため、他都市の流入事故事例等を収集し、リスト化する。

#### イ 化学物質による下水処理への影響に関する情報収集及び研究【水質管理課】

アの文献調査等の他、以下のとおり、本市浄化センターにおける下水処理への影響に関する情報収集及び研究を行う。

##### (ア) 化学物質による下水処理機能障害等に関する情報収集

化学物質による下水処理機能障害、吸着・解毒・中和などの対策や予防法など情報の収集と蓄積に努め、可能なものから対策のマニュアル化を図る。

##### (イ) 生物処理に及ぼす影響に関する研究

化学物質が大量に流入する緊急時には、活性汚泥に与える影響度合いを見極め、迅速に対策を講じる必要がある。このため、活性汚泥の生理活性の変化（呼吸速度など）を検知し、迅速に対応できる試験法などについて、研究し、知見を蓄積・整理する。

### (4) 教育訓練

#### ア 本管理計画に関する研修【水質管理課】

本市下水道における化学物質管理計画を推進するため、施設担当部職員を対象として、本管理計画に関する研修を行う。研修は、毎年度実施することとし、4月の人事異動後、できる限り速やかに実施する。

#### イ 関係法令に関する研修【水質管理課】

下水道事業の運営には、環境や化学物質に関連する多くの法令が関わっている。「(1) 法的取組事項 ア関係法令の遵守」を確実に実行するため、関係法令に関する研修を実施する。

「ア 本管理計画の研修」と同様に、毎年度実施することとし、4月の人事異動後、できる限り速やかに実施する。

#### ウ 水質事故等に対する訓練【全部署】

化学物質流入事故などの緊急事態に対応できる体制を整えるため、各浄化センターにおいて、水質事故等対応訓練を実施する。毎年度1回実施することとし、連絡体制や役割分担等について、周知徹底を図り、危機管理意識の向上を図る。

## エ 分析技術の継承等【水質管理課】

浄化センターへの流入水や放流水等の水質分析は、化学物質管理において重要な役割を果たしている。平常時はもちろんのこと、事故等により、浄化センターに化学物質が流入するような緊急時においては、正確、かつ、迅速に水質分析を行い、各浄化センターの運転管理をサポートすることが求められる。

担当職員の分析技術の向上により、いかなる状況でも、正確、かつ、迅速に水質分析が行える体制の構築に努める。そのため、以下の取組を実施する。

- ① 分析担当の定期的なローテーション
- ② 分析機器メーカー等が実施する研修への積極的な参加

## (5) 事業者へ啓発【水質管理課】

下水道への化学物質の不適切な流入を防止するためには、下水道利用者（主に事業者）自らの管理が不可欠である。そのため、下水道利用者に対し、化学物質管理に係る適切な指導や情報提供を行うことが必要となることから、以下の取組を実施する。

### ア 水質管理講習会の開催

下水道利用事業者を対象とする講習会を年1回開催する。対象事業者は、下水道法や下水道条例に基づき特定施設等の届出を行っている事業者から50事業者程度を抽出する。

講習会では、本管理計画の周知や化学物質管理に必要な情報の提供を行う。

### イ 化学物質管理に関する情報の発信

ホームページ等を活用し、本管理計画の周知や化学物質管理に必要な情報を発信する。

### ウ 立入検査に伴う事業者への啓発等

現在行っている特定事業場等を対象とした立入検査の際に、本管理計画の周知や当該対象事業場における化学物質の管理状況などのヒアリングを実施する。令和2年11月に実施した化学物質使用実態に関するアンケート結果から、使用実態が把握できている事業者に対し、重点的に本管理計画の周知及びヒアリングを行う。

### エ 事業者の水質事故等の対応（様式第5号）

下水道法では、特定施設を設置している事業者に対して、有害物質や油（以下、「届出義務対象物質」という。）が下水道に流出するなどの事故が発生した場合、下水道管理者へ届け出ると共に応急措置を講じることを義務付けている（下水道法第12条の9）。

化学物質管理の観点から、届出義務対象物質以外についても同様に、下水道管理者への届出及び応急措置を講じることを求める。ホームページ、水質管理講習会及び立入検査等を通じて、事業者に対し周知する。

## (6) 情報公開

下水道における化学物質管理には、リスクコミュニケーションを通じた住民等の理解・協力が必要である。そのリスクコミュニケーションとして、下水道管理者が有している情報を公開する。具体的には以下の取組を実施する。

### ア 浄化センターにおけるモニタリング計画及び結果の公表【水質管理課】

各浄化センターでは、(2)イのとおり、流入水、放流水及び脱水汚泥について化学物質のモニタリングを実施している。各年度のモニタリング計画については年度初め、モニタリング結果については、各測定項目の測定月の翌月を目途に本市ホームページに公開する。

その他、毎年度作成している下水道管理年報において同内容を公開する。

### イ その他市民に対する広報活動【水質管理課、浄化センター】

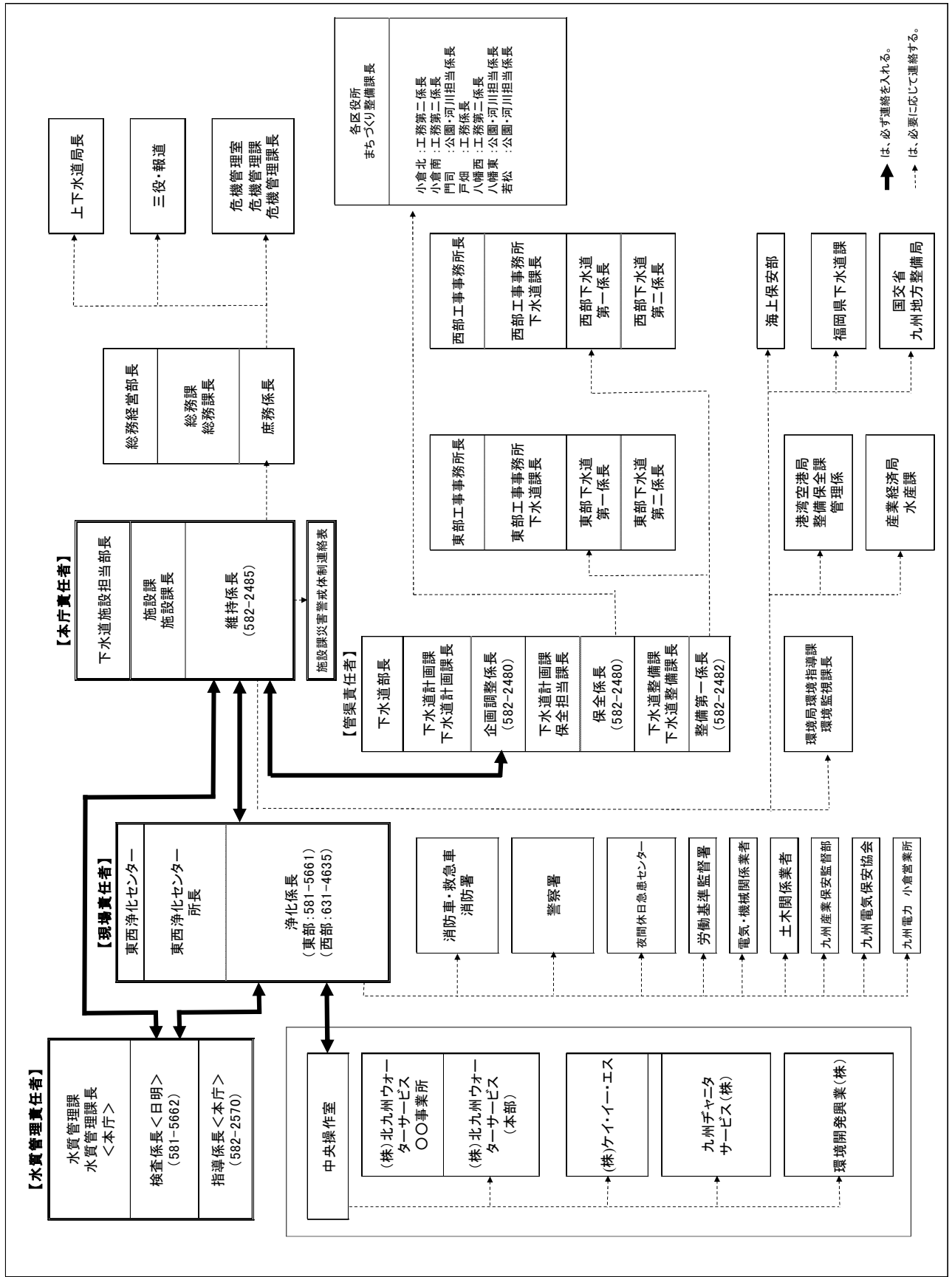
上記アの他、下水道管理者の化学物質管理に対する取組みを広く知ってもらうため、浄化センターの見学会や下水道週間等のイベントを通じて、市民に対し本管理計画及び取組状況を広報する。

## 6 事故時の対応について 【全部署】

緊急時連絡網を【図-2】、各担当の主な役割を【表-6】に示す。有害物質等流入などの水質事故時には、当該連絡網に従って、関係部署に連絡を行う。

なお、水質事故等の対応は、危機管理計画を踏まえ、事故対応マニュアルや各浄化センターで作成しているマニュアルに従って対応する。

【図-2 緊急時連絡網】



【表-6 各担当の主な役割】

担当	主な役割
施設課維持係長	情報の取りまとめと関係部署への連絡
東西浄化センター浄化係長	浄化センター運転に関する対応
水質管理課検査係長	水質検査等の実施及び浄化センターの運転サポート
水質管理課指導係長	事業場への立入検査及び指導
下水道計画課企画調整係長	下水道部内の連絡・調整、国の対応窓口
下水道計画課保全係長	各区役所まちづくり整備課との連絡・調整・総括
下水道整備課整備第一係長	東西工事事務所との連絡・調整

## 7 計画の進捗管理、計画の見直し及び総括【水質管理課】

### (1) 計画の進捗管理

各年度における取組状況については、当該年度の翌年度に取りまとめ、計画統括責任者をはじめとする関係者に報告し、必要に応じて取組の改善を図っていく。

報告については、施設担当部内会議や水処理研究会等を活用し、積極的な周知に努める。

### (2) 計画の見直し

計画期間の中間年度（令和8年度）を目途に、これまでの取組内容を取りまとめ、その結果とその期間の課題等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うこととする。

なお、流入化学物質の変化や関係法令の改正等に伴う管理対象化学物質の変更がある場合は、その都度、変更を行うものとする。

### (3) 計画の総括

計画期間の終了年度（令和12年度）に取り組みの成果を取りまとめる。また、必要に応じて見直し等を行い、令和13年度以降の計画を策定する。

改訂履歴

令和6年3月	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)の改正に伴う改訂